

監査報告書

公立大学法人名古屋市立大学
理事長 郡 健二郎 殿

令和7年6月23日
公立大学法人名古屋市立大学

監事 前田 篤



監事 竹内 裕美



地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、公立大学法人名古屋市立大学の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの業務の執行及び財務に関する状況について、監査を実施しました。その結果について、以下のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

監事は公立大学法人名古屋市立大学監事監査規程等に基づき、役員及び職員（以下「役職員」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会に出席し役職員から職務の執行状況を聴取し、書面・証拠書類の査閲等により、業務の執行状況について確認しました。

また、会計に関する状況について、財務担当部署から報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、会計監査人から財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関し、監査の方法及びその内容について報告及び説明を受け、検討しました。

2 監査の結果

- (1) 公立大学法人名古屋市立大学の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうか監査した結果、及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備及び運用の状況を監査した結果、指摘すべき事項は認められません。
- (3) 役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実はありません。
- (4) 財務諸表（損失の処理に関する書類（案）を除く。）は、地方独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、財政状況、運営状況、キャッシュフローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認めます。
- (5) 損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- (6) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (7) 決算報告書は、予算の区分にしたがって決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (8) 資金運用及び資産管理は、適正に行われているものと認めます。
- (9) 会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

以上